

令和5年度 堺市障害者施策推進協議会

第1回権利擁護専門部会 会議内容

1. 開催日時

令和6年2月9日（金曜）午後2時から午後4時30分

2. 会場

堺市立健康福祉プラザ 3階 大研修室

3. 出席委員（敬称略）

岩下委員、岩本委員、大井委員、北村委員、種橋委員、辻本委員、萩原委員
小林委員、土屋委員、桧垣委員、松永委員

4. 会議次第

- (1) 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況について
- (2) 障害者差別解消法施行後の状況について
- (3) その他

5. 議事内容（要点記録）

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策

の推進方針の取組み状況について

【事務局】

資料2に基づき、堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況（令和4年度実績）について報告。

詳細説明がある箇所については、資料3を参照。

- 「市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及に係る施策」
- ・市民向け手話講座：市民の皆さんが手話に関心を持ち、手話への理解を深めるために自己紹介や簡単なやり取りができることをめざす初心者入門の講座。令和4年度は3年ぶりに、7区すべてで中

止なく開催。定員 10 名のところ、美原区以外のすべての区で定員以上の実参加者数が得られた。既に受講された方には手話通訳者養成入門・基礎課程の紹介、未受講の方には令和 6 年度市民向け手話講座や手話サークルの積極的な PR などを進める。

- ・本市封筒への堺市手話言語コミュニケーション条例情報の掲載：令和 3 年 4 月より、本市の各区市民課で使用している窓口用封筒に、堺市手話言語・コミュニケーション条例のホームページを案内する二次元コードを掲載。同年 12 月より、本市が使用する角 2 封筒に、条例の啓発の文言及び二次元コードを掲載。角 2 封筒については、令和 4 年度から市民向け手話動画に繋がる二次元コードも掲載。
- ・シンポジウム（フォーラム）の開催：①堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センターの指定管理業務として実施した、バリアフリー映画の上映会 ②手話言語の国際デーにかかる堺市立健康福祉プラザブルーライトアップの実施 ③市民向け堺市手話言語・コミュニケーション条例セミナーの実施
- ・市民向け手話動画の作成：令和 4 年度、年間 24 本の動画を掲載。会話形式で楽しく学べる動画として、令和 4 年度は季節の単語中心、令和 5 年度はすぐに会話で使いたくなる単語中心に構成。
- ・学校における理解の促進：市内の小中学校等を対象に、従来の障害疑似体験だけでなく、各種のメニューから希望の授業を選べるものとし、また障害理解に重きを置いたものができるよう、堺市立健康福祉プラザの職員が直接学校に行き、講師を務めた。

●「障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に係る施策」

- ・市長記者会見の動画：令和 2 年 7 月より、手話通訳者をリアルタイムで配置。字幕については、記者会見後に字幕を作成、動画掲載時に挿入。
- ・災害や緊急時の対応：「夜間・休日の緊急時における意思疎通支援者派遣事業」は、市役所等閉庁時間帯に緊急で聴覚障害者が救急対応の医療機関に搬送されたなどの場合、できるだけすぐに手話通訳者、要約筆記者を派遣する制度。令和 4 年度からは消防部局が既に連携している高石市、大阪狭山市とも連携し、3 市の範囲で派遣が可能になるよう制度変更。
- ・職員向け研修の開催：①全庁職員向け研修：堺市から障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び堺市手話言語・コミュニケーション条例についての説明、堺市ろうあ者福祉協会、堺市きこえ支援協会、堺市視覚障害者福祉協会から、ろう者、難聴者、弱視の視覚障害者の立場からご自身の経験、配慮してほしいこと、市職員に望むことをインタビュー形式で講話。②窓口職員向け研修：聴覚障害者理解、特に手話や筆談について伝える研修。
- ・当事者及び家族等への点字・手話等の獲得及び習得に関する支援：視覚障害者生活訓練の実利用者数は 106 名。白杖での歩行訓練のほか、パソコン訓練や点字の読み方訓練なども実施。
- ・電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における情報保障：視覚障害者への情報保障として、本封書の内容をテキスト化・音声化し、堺市ホームページ及び堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センター点字図書館ホームページに掲載。希望者には、点字図書館から音声 CD 版、点字版

を提供。また、聴覚障害者への情報保障として、特に手話を母語とされているろう者に向け、本給付金の内容をわかりやすく手話で説明する手話動画を作成し YouTube に掲載。

- ・新型コロナワクチン接種案内における情報保障：視覚障害者への情報保障として、接種案内送付時に、全市民向けの決まった封書のほか、封書内の一式資料を読み上げた音声 CD、封書の中身を簡潔に書いた拡大文字版、点字版を送付。希望者には、封書の中身一式のデジ版や点字版を配付。また、聴覚障害者、特に手話を母語とされる方への情報保障として、YouTube にてワクチン予約の方法やワクチン接種の注意点などがわかる手話動画を掲載。

●「コミュニケーション支援者の育成及び確保に係る施策」

- ・点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成、育成：点訳・音訳、全 25 回の講習を実施。令和 4 年度は点訳奉仕員基礎講座 6 名、音訳奉仕員基礎講座 9 名の修了者となった。令和 5 年度は点訳奉仕員基礎講座 10 名、音訳奉仕員基礎講座 11 名が受講中。
- ・手話通訳者・要約筆記者の養成、育成：手話通訳者養成講座は、実践課程修了者 8 名、手話通訳者全国統一試験の合格者は 3 名。要約筆記者養成講座は、今回はパソコンコースを実施。10 名が受講、10 名全員が修了。全国統一要約筆記者認定試験も全員が受験し 3 名が合格。要約筆記者養成講座は土曜日開催としてから多くの受講者を得ることができており、令和 5 年度も同様に土曜日開催とすることで、25 名の受講者を得ている。令和 6 年度も引き続き、土曜日開催とする予定。
- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣：実利用者数で見た場合、令和 4 年度は手話通訳について 39 団体、要約筆記について 22 団体が講演派遣を利用。講演派遣の派遣件数で見た場合、令和 4 年度は手話通訳で 211 件、要約筆記で 73 件。

(委員からのご意見)

- ・動画に手話を付けるなど、手話に関する啓発を市全体で進めてほしい。
- ・手話だけでなく、要約筆記や点字、音声など、障害のある人の多様なコミュニケーションについても啓発や取組を進めてほしい。

【事務局】

資料 4 に基づき、令和 5 年度実施事業の取組状況について報告。

- ・市民向け手話講座の開催：より多くの市民の方に受講いただくため、前期、後期の 2 回に分けて募集。どちらも申込み多数。会場の定員限度まで参加を受け。令和 6 年度の夜間講座の数についても再度検討中。
- ・全庁職員向け研修の開催：聴覚情報処理障害、聞き取り困難症とはどういった障害なのか当事者の立場からお話いただく研修（動画配信）とする予定。
- ・窓口職員向け研修の開催：1 回目は完了。2 回目を各区において実施中。
- ・堺市手話言語・コミュニケーション条例普及啓発イベントの開催：補助犬デモンストレーションとして、盲導犬、聴導犬、介助犬を紹介。手話通訳、要約筆記をつけてデモンストレーションを実施。

- ・市民向け堺市手話言語・コミュニケーション条例セミナー（関西大学との地域連携事業）の開催：授業の一環として本セミナーを開催。参加者内訳は、学生 72 名・市民 8 名。堺市ろうあ者福祉協会事務局長の講演、堺市登録手話通訳者から「手話通訳者とは」や、「登録手話通訳者として活動する意義」について講話。
- ・広報さかいへの特集記事掲載：堺市手話言語・コミュニケーション条例について市民に周知し、障害者の多様なコミュニケーションについて普及啓発を図るため、広報さかい 9 月号に条例の特集記事を掲載。インタビューにはろうの方にご協力いただき、健聴の方との日常のふれあいについてお答えいただいた。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者が触れて嬉しかった配慮や、市民のために活動中の手話通訳者、要約筆者、点訳ボランティア、音訳ボランティアを紹介。
- ・新型コロナワクチン接種における各種情報保障：ワクチン接種案内に関する情報保障として、視覚障害者向け音声 CD や拡大文字版・点字版の作成、聴覚障害者向け手話動画の作成を実施。
- ・堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金案内における情報保障：希望者には音声 CD や点字版をご提供する制度とし、手話動画を作成。

（委員からのご意見）

- ・堺市手話言語・コミュニケーション条例も、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も、障害のある人ない人ともに情報を取得しやすい社会をめざすものとなっている。堺市には、これを鑑みた施策を進めてほしい。

障害者差別解消法施行後の状況について

【事務局】

資料 5 に基づき、障害者差別解消法施行後の状況を報告。

- ・令和 5 年度の障害を理由とする差別の相談件数：令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月末まで合計 7 件の相談を受理。
- ・相談者の内訳：当事者からの相談が 3 件、家族を含めた支援者からの相談が 3 件、その他が 1 件。
- ・相談内容の類型：合理的配慮の提供に関する内容が 4 件、その他不快・不満に関する内容が 2 件、その他環境の整備に関する内容が 1 件。
- ・相談者ごとの相談内容の類型：合理的配慮の提供に関する内容では、当事者より 1 件、支援者から 2 件、その他から 1 件、不快・不満に関する内容では、当事者から 2 件、環境の整備に関する内容では支援者から 1 件。
- ・相談件数 7 件の対象分野別件数：商品サービス分野が 2 件、福祉サービスが 1 件、公共交通分野が 1 件、教育が 1 件、雇用が 1 件、その他が 1 件。
- ・障害種別ごとの取り扱い件数：身体障害の肢体不自由に関する内容が 2 件、知的障害に関する内容が 4 件、発達障害に関する内容が 1 件。
- ・対象分野ごとの障害種別件数：商品サービス分野においては、肢体不自由に関する内容が 2 件、福祉サービス分野においては知的障害に関する内容が 1 件、公共交通分野においては、知的障害に関

する内容が1件、教育分野においては知的障害に関する内容が1件、雇用分野においては発達障害に関する内容が1件、その他の分野においては、知的障害に関する内容が1件。

- ・相談件数や相談者内訳の推移（参考資料）：平成28年度から令和5年度までの推移。
- ・相談事例の分類や考え方：相談を受理し、対応する際、相談がどの類型になるのかを整理するために使用。
- ・相談類型の取り扱い：相談類型に応じた対応を実施。事案によっては、大阪府広域支援相談員による専門的、広域的な助言等を得て、連携した対応を行うことがある。
- ・障害を理由とする差別に関する相談報告書：障害を理由とする差別に関する相談を受理した際に使用。
- ・令和5年度中に対応した相談事例の報告
 - 〈事例1〉金融機関における窓口代筆対応
 - 〈事例2〉バス運転手の接遇について

【事務局】

資料6に基づき、合理的配慮に関する事業者からの相談について報告。

- 合理的配慮に関する相談
 - ・商品サービス事業所本部の法務担当の方からの相談
 - ・音楽イベントの実行委員の方からの相談
 - ・小売業の方からの相談

【事務局】

資料7に基づき、令和5年度 差別解消啓発の取り組みについて報告。

- 研修関係
 - ・市民後見人養成講座の受講者：昨年11月、主に障害者差別解消法の制度について説明。
 - ・出前講座：昨年10月に市内高齢者クラブ連合会、市内の地域活動支援センターで研修を実施。受講者、各々50名、12名。11月には、中区民生委員児童委員に対して、12月には市内の医療機関ケアマネジャーに対して研修を実施。受講者各々40名、20名。来月には小売業の民間企業職員に対する研修を予定。次年度からは「障害者差別解消法」に特化した出前講座メニューを設置する予定で準備中。
 - ・障害者スポーツ指導者養成講習会：14名の受講者に研修を実施。
 - ・障害福祉サービス事業所：障害者差別解消の研修を初実施。市内約900の事業所に対し令和5年3月27日から7月末まで研修動画を公開。視聴回数1337回。今年度も事業所向け差別解消の動画研修を3月に公開予定で準備中。
 - ・市職員に対する研修：令和5年4月に新規採用者研修及び新任役職者研修にて、障害者を取り巻く法制度の動きとして、差別解消法の周知啓発を実施。同年7月から8月の間、5回に渡り、市立小・中学校教諭に対して、障害者差別解消法及び教育現場での合理的配慮について説明。受講者合計41名。今年3月には、毎年実施している堺市全庁職員向け「堺市手話言語と障害者のコミ

ユニケーション研修」の中で、今後改定予定の「職員対応要領」の内容を含む差別解消研修を実施予定。

●イベント関係

- ・差別解消シンポジウム：昨年12月19日に開催。関西大学との地域連携事業として、関西大学堺キャンパスで実施。今回は「障害理解による差別解消」として当事者・支援者から講話。参加者135名。103名の方がアンケートに回答。
- ・啓発展示：区役所及び健康福祉プラザにおける啓発展示として、虐待防止パネル展示に併せ、差別解消パンフレットの配架ブースを設置し、市民に対して啓発を実施。
- ・市のホームページの充実：障害福祉事業者に対し、福祉事業者向け差別解消ガイドラインを掲載。

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領」改定

- ・障害者差別解消法の一部及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改正施行に伴い、具体的な差別事例や合理的配慮事例を掲載するよう準備中。

(委員からのご意見)

- ・事業者に対し差別解消法を浸透させていくために、産業振興センター等の窓口で資料配布を行うなど、実効性を持たせてはどうか。
- ・この部会は差別解消支援地域協議会にあたるので、今後は相談件数を全件詳しい報告をお願いしたい。
- ・差別の相談窓口で対応した相談件数が少ない。庁内間での連携を強化し、担当課に相談が繋がるようにしてほしい。また、市民に対しても広報を活用して、相談窓口の周知を行うことが必要。
- ・堺市職員対応要領について、作成するに当たり、委員からの意見聴取が必要であれば、しっかりと意見聴取の時間を確保してもらいたい。

【事務局】

参考資料①に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）について説明。

【事務局】

参考資料②に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領の改定（概要）について説明。

【事務局】

参考資料③に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（案）について説明。

(委員)

参考資料①、②、③の説明に対する質疑

【事務局】

上記質疑への応答

以上

6. 資料

資料 1 権利擁護専門部会 委員名簿

資料 2 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例に基づく施策の推進方針の取組み状況（令和 4 年度実績）

資料 3 令和 4 年度 実施事業の取組状況

資料 4 令和 5 年度 実施事業の取組状況

資料 5 障害者差別解消法施行後の状況（令和 5 年度）

資料 6 合理的配慮に関する事業者からの相談について

資料 7 令和 5 年度 差別解消啓発の取組みについて

参考資料① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

参考資料② 【概要】障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領の改定

参考資料③ 【案】障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領

※参考資料①、参考資料②、参考資料③は非公開資料